

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 安全衛生管理組織（第 3 条－第 9 条）
 - 第 3 章 作業環境の確保、測定およびその結果に基づく評価と措置（第 10 条－第 14 条）
 - 第 4 章 定期自主検査、点検の実施と結果に基づく措置（第 15 条・第 16 条）
 - 第 5 章 健康診断と結果に基づく事後措置（第 17 条－第 21 条）
 - 第 6 章 心理的な負担の程度を把握するための検査と結果に基づく事後措置（第 22 条－第 27 条）
 - 第 7 章 雑則（第 28 条・第 29 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第 5 5 条、公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則第 6 1 条、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則第 6 5 条、公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員就業規則第 7 6 条および公立大学法人滋賀県立大学高等専門学校開校準備特定有期職員就業規則第 5 5 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における職場の労働災害および健康障害を防止し、安全および健康を確保するため、安全衛生管理に必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第 2 条 本学における安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）その他関係法令、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則、公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則、公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員就業規則および高等専門学校開校準備特定有期職員就業規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（所属長）

第 2 条の 2 この規程において所属長とは、次の各号に掲げる者とする。

- （1）研究院長
- （2）学部長
- （3）全学共通教育推進機構長
- （4）大学附属施設長
- （5）事務局課室長

（所属長の責務）

第 2 条の 3 所属長は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、積極的に所属職員の健康の保持増進および安全確保を図り、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 前項において、教員である職員について、当該教員が研究院に所属している場合は、研究院長が所属教員が専任教員として配置される組織の長と連携して行うものとする。

第2章 安全衛生管理組織

(衛生委員会の設置)

第3条 本学に安衛法第18条に定めるところにより、公立大学法人滋賀県立大学衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。

2 衛生委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副理事長
- (2) 衛生管理者（2名）
- (3) 産業医（1名）
- (4) 安全衛生に関し経験を有する職員の中から理事長が指名する者（2名）
- (5) 職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、本学に勤務する職員の中から理事長が指名する者（5名）

3 前項第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 衛生委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 衛生委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 衛生委員会は、委員の半分以上が出席をしなければ、会議を開くことができない。

3 衛生委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 衛生委員会の開催は、毎月1回開催するものとする。

5 衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、議事録を作成するものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に関すること。
- (4) 衛生に関する規定の作成に関すること。
- (5) 安衛法第28条の2第1項または第57条の3第1項および第2項の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- (6) 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価および改善に関すること。
- (7) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (8) 安衛法第57条の4第1項および第57条の5第1項の規定により行われる有害性の調査ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 安衛法第65条第1項または第5項の規定により行われる作業環境測定の結果およびその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (10) 定期に行われる健康診断、安衛法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、安衛法第66条の2の自ら受けた健康診断および法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察または処置の結果ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (11) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (12) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

- (14) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第1項の規定により講ずる措置に関する事。
- (15) 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官または労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、職員の健康障害の防止に関する事。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項に関する事。

（衛生パトロール）

第6条 衛生委員会は、委員による衛生パトロールを必要に応じ実施し、前条第5項の調査審議に資することとする。

（総括安全衛生管理者）

第7条 本学に総括安全衛生管理者を置くこととし、本学の副理事長をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は次の職務を行う。

- (1) 職員の危険または健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 職員の安全または衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるものの

（衛生管理者）

第8条 本学に、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じる。

（産業医）

第9条 本学に、産業医を置く。

2 産業医は、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者から、毎月1回以上、労働安全衛生規則第15条各号に掲げる情報の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じるほか、次の業務を行う。

- (1) 健康診断の実施およびその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (2) 安衛法第66条の8第1項に規定する面接指導および安衛法第66条の9に規定する必要な措置の実施ならびにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。
- (3) 安衛法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施ならびに同条第3項に規定する面接指導の実施およびその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事。
- (4) 作業環境の維持管理に関する事。
- (5) 作業の管理に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事。
- (7) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (8) 衛生教育に関する事。
- (9) 職員の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関する事。

第3章 作業環境の確保、測定およびその結果に基づく評価と措置

(共通事項)

第10条 理事長は、作業場所について、温度、湿度、換気、採光、照明を最適なものとするほか、騒音、振動の防止を図ることとする。

(有害原因の除去)

第11条 理事長は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気または粉じんを発生し、有害な光線または超音波にさらされ、騒音または振動を発生し、病原体によって汚染される等有害な実験室等においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法または機械等の改善等必要な措置を講じることとする。

(有害原因の除去のための設備)

第12条 理事長は、ガス、蒸気または粉じんを発生する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気または粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発生源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設ける等必要な措置を講じることとする。

(排気等の処理)

第13条 理事長は、排気、排液、病原体の処理は、有効な処理方式、殺菌消毒方式で処理した後に排出、排気するものとする。

(測定およびその結果に基づく措置)

第14条 理事長は、安衛法第65条の定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、およびその結果を記録しておかなければならない。

2 理事長は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、施設整備の設置または整備、職員の健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第14条の2 所属長は、職員の健康に配慮して、職員の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

(精神保健)

第14条の3 所属長は、精神疾患の予防のため、職員相互の融和、生活指導、適正配置等に努めるとともに、疾患の疑いのある者を発見した場合には、所属職員、産業保健スタッフ等と連携しながら組織的に対応するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員の精神保健に関して必要な事項は、別に定める。

(健康相談)

第14条の4 産業医および所属長は、職員から健康について相談を受けた場合は、適切な指導および助言を行わなければならない。

(療養状況報告)

第14条の5 所属長は、傷病のため所属職員が30日以上勤務を離れて療養したときは、療養状況報告書に医師の診断書を添えて、総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

第4章 定期自主検査、点検の実施と結果に基づく措置

(定期自主検査、点検の実施)

第15条 理事長は、定期自主検査のほか、化学物質にかかわる設備、換気にかかわる設備等を始めて

使用するとき、分解して改造または修理を行ったとき、および定期的に点検を実施することとする。

(結果に基づく措置)

第16条 理事長は、定期自主検査および点検の結果、異常が認められた場合は直ちに修理を実施するものとする。

第5章 健康診断と結果に基づく事後措置

(健康診断の実施)

第17条 理事長は、次の各号に定める健康診断を実施することとする。

(1) 安衛法第66条第1項に基づく一般健康診断

- ア 採用時健康診断
- イ 定期健康診断
- ウ 特定業務従事者の健康診断
- エ 海外派遣職員の健康診断
- オ 結核健康診断

(2) 安衛法第66条第2項に基づく特殊健康診断

2 前項各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める場合には、臨時に健康診断を行うものとする。

(健康管理指導区分の決定)

第18条 産業医は、健康診断の結果により、健康管理上、生活規制面および医療面の指導を必要と認めた職員について、別表に定める指導区分の決定および変更を行うものとする。

(事後措置)

第19条 理事長は、前条の規定により指導区分の決定または変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第20条 理事長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康記録の管理)

第21条 理事長は、健康診断の結果・指導区分・事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを保管しなければならない。

第6章 心理的な負担の程度を把握するための検査と結果に基づく事後措置

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施)

第22条 安衛法第66条の10第1項に基づき、理事長は、職員に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下この章において「検査」という。）を実施することとする。

(検査結果の通知)

第23条 理事長は、検査を受けた職員に対し、産業医から当該検査の結果を遅滞なく通知されるようにしなければならない。

(面接指導の実施)

第24条 理事長は、産業医から面接指導を受ける必要があると判断された職員が医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、その職員に対し遅滞なく医師による面接指導を行わなければならない。

(面接指導記録の管理)

第25条 理事長は、面接指導を受けた者の結果を記録しておかななければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第26条 産業医は、面接指導を受けた職員について、その面接指導の結果により、別表に定める指導区分の決定および変更を行うものとする。

(事後措置)

第27条 理事長は、前条の規定により指導区分の決定または変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(秘密の保持)

第28条 健康診断および心理的な負担の程度を把握するための検査の実施の事務に従事した者は、その実施に関して業務上知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も、同様とする。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、職員の安全および衛生に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(第3条、第5条関係)

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(第3条、第4条、第7条関係)

付 則

この規程は、平成28年6月7日から施行する。(第5条、第9条、第22条―第28条関係)

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成30年6月5日から施行する。(第5条関係)

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第1条、第2条関係)

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。（第2条の2、第2条の3、第5条第5項、第9条第2項、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第14条の5関係）

別表（第 19 条、第 27 条関係） 指導区分および事後措置の基準

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準	
区 分	内 容		
生活規 制の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）または休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後 10 時から翌日午前 5 時までの間における勤務をいう。以下同じ。）時間外勤務（正規の勤務時間外の時間における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ）および出張等させない。
	C	勤務をほぼ平常に行って良いもの	深夜勤務、時間外勤務および出張等を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	—
医療の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査および発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの	—

療養状況報告書

区分	摘 要				
職名・氏名					
療養状況	入院	自宅療養			
療養開始年月日	年 月 日				
病状の経過および今後の見通し					
公立大学法人滋賀県立大学安全衛生管理規程第14条の5の規定に基づき上記のとおり報告します。					
年 月 日					
	所属長				
総括安全衛生管理者 様					
添付書類: 医師の診断書(写)					